

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地震再保険事業の健全な運営				番号	⑬		(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額							
	会計	組織／勘定	項	事項		8年度 当初予算額			9年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	地震再保険特別 会計		事務取扱費	地震再保険事業に必要な経費			2,216				3,924		
	小 計				一般会計								
						<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計		2,216			3,924			
						<		> の内数	<		> の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	地震再保険特別 会計		再保険費	地震再保険金支払に必要な経費			126,238,147				133,127,738		
	小 計				一般会計								
						<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計		126,238,147			133,127,738			
						<		> の内数	<		> の内数		
	合 計				一般会計								
						<		> の内数	<		> の内数		
					特別会計		126,240,363			133,131,662			
						<		> の内数	<		> の内数		

○ 政策目標 8 - 1 : 地震再保険事業の健全な運営

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

地震再保険事業は、民間の損害保険会社が引き受けた地震保険の責任のうち、日本地震再保険株式会社を通じて、民間の負担力を超えるところを政府が再保険し、官民が保険責任を分担する形になっており、地震の規模に応じて政府が保険責任を担う仕組みです。

地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第1条では、「この法律は、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もつて地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。」とされており、この目的の実現には、地震再保険事業の適切かつ健全な運営が重要となっています。

このような認識の下、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努め、保険会社等に対して、地震保険の更なる普及活動を行うよう支援・意見交換を行うとともに、地震保険検査を実施していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営

政8-1-2：地震保険の普及

政8-1-3：地震保険検査の実施

関連する内閣の基本方針

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

政策目標 8 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

施策 8 - 1 - 1 について、被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。

また、施策 8 - 1 - 2 については、財務省ウェブサイトの活用や SNS を通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。

さらに、施策 8 - 1 - 3 の地震保険検査実施先数については、実績として 5 社に対して検査を実施し、主要な測定指標の目標値を達成しました。

以上のとおり、全ての施策について評定が「S 目標達成」であるため、政策目標の評定を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 地震保険法第 1 条に「被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」と規定されており、この法律の目的を実現するため、地震再保険事業を健全に運営していくことは必要な取組です。 また、地震保険法に基づき地震保険検査を実施することは、政府の再保険事業の健全な運営の確保に寄与する有効な取組です。 なお、地震保険の普及促進のために、財務省ウェブサイト・SNS を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換を通じて、国民の目に留まるような更なる広報活動を損害保険業界と一体となって効率的に実施しています。
	(令和 7 年度行政事業レビューとの関係) 地震再保険事業（予算事業 I D : 001411） 「地震保険制度の運営の安定性確保や契約者の利便性向上の観点から、制度のモニタリングを継続的に行うとともに、地震保険の制度等を広く周知するため、更なる広報活動に努める」との、令和 3 年度における外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き民間危険準備金残高の回復を図る取組を推進するとともに、迅速・確実な再保険金の支払を実施しました。また、迅速な保険金支払に資するよう保険会社におけるデジタル化の取組についてフォローアップを行うなど、制度のモニタリングを行いました。さらに、財務省ウェブサイトや SNS の活用に加え、損害保険業界の広報活動への支援や政府広報等との連携を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。

施策	政8-1-1：地震保険制度の安定的な運営
取組内容	被災者の生活の安定に寄与するとの地震保険の目的を達成するため、官民で連携して、迅速・確実な再保険金の支払体制を確保することにより、契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう努めています。 また、近年の地震災害による保険金支払により、民間危険準備金残高が減少する中、今後も首都直下地震、南海トラフ地震等の発生が懸念され、地震保険制度の安定的な運営が求められています。 このため、保険金の迅速な支払に加え、令和 2 年度から行っている民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

定性的な測定指標	
	【主要】 政8-1-1-B-1：安定的な地震保険制度の運営の確保
	(目標の内容) 大規模な地震発生時にも民間の損害保険会社から契約者に対し保険金が迅速に支払われるよう、政府が迅速・確実に再保険金を支払うことで、契約者の地震保険制度に対する信頼性を確保するよう努めます。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行い、地震保険制度の安定的な運営の確保に努めます。

	(目標の設定の根拠) 地震保険の目的である被災者の生活の安定に寄与するためには、大規模な地震発生時にも保険金が迅速に支払われるよう、政府が再保険金を迅速・確実に支払うことが重要であるためです。 また、今後も継続的に制度の検証を行い、安定的な地震保険制度の運営の確保を目標に努めていく必要があります。
--	--

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和元年 8 月）を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	被災者の生活の安定に寄与するため、迅速・確実な再保険金の支払を行いました。また、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施し、安定的な地震保険制度の実現に向けた取組を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高」 ○参考指標 2 「過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）」 ○参考指標 3 「日本地震再保険株式会社からの再保険金支払請求に対して、請求日から 2 週間以内に政府が支払う再保険金の額の割合」 ○参考指標 4 「毎月の請求期限日までに請求のあったものについて、その請求期限日から 14 営業日以内に日本地震再保険株式会社が損害保険会社に支払う再保険金の額の割合」

政 8 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険制度における政府と民間の責任（危険）準備金残高

(単位：億円)

	令和 2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末
政府	19,909	19,645	19,957	20,961	22,058
民間	2,555	2,467	3,422	4,394	5,990

(出所) 財務省ウェブサイト「令和 8 年度財務省所管特別会計予算概算の概要（参考資料）」

(https://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/budget/fy2026/sankoushiryoutokkai2026.pdf)

参考指標 2：過去の地震災害の支払額（元受保険会社の支払額）

(令和 6 年度末)

	地震名	発生日	証券件数（件）	支払額（百万円）
1	平成 23 年東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日	826,474	1,289,681
2	平成 28 年熊本地震	平成 28 年 4 月 14 日	215,883	391,345

3	福島県沖を震源とする地震	令和 4 年 3 月 16 日	339, 169	278, 274
4	福島県沖を震源とする地震	令和 3 年 2 月 13 日	246, 788	251, 424
5	大阪府北部を震源とする地震	平成30年 6 月 18 日	159, 968	125, 161
6	令和 6 年能登半島地震	令和 6 年 1 月 1 日	113, 575	104, 208
7	平成 7 年兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	65, 427	78, 346
8	平成30年北海道胆振東部地震	平成30年 9 月 6 日	74, 372	53, 866
9	宮城県沖を震源とする地震	平成23年 4 月 7 日	31, 019	32, 415
10	宮城県沖を震源とする地震	令和 3 年 3 月 20 日	23, 600	18, 975

(出所) 日本地震再保険株式会社資料を基に大臣官房信用機構課で作成。

参考指標 3 : 日本地震再保険株式会社からの再保険金支払請求に対して、請求日から 2 週間以内に政府が支払う再保険金の額の割合

(単位 : %)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当初見込み／目標値	100	100	100	100	100
活動実績／成果実績	100	100	100	100	100

(出所) 大臣官房信用機構課調

参考指標 4 : 毎月の請求期限日までに請求のあったものについて、その請求期限日から14営業日以内に日本地震再保険株式会社が損害保険会社に支払う再保険金の額の割合

(単位 : %)

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
当初見込み／目標値	100	100	100	100	100
活動実績／成果実績	100	100	100	100	100
達成率	100	100	100	100	100

(出所) 日本地震再保険株式会社からのデータを基に信用機構課算出

施策	政8-1-2 : 地震保険の普及
取組内容	広く国民の目に留まるよう更なる広報活動に努めるとともに、保険会社等における地震保険の説明についてその充実を図ることにより、周知啓発を強化していきます。 具体的な広報活動については、例えば、 ・ 我が国においては全国どこでも地震発生の可能性があること、 ・ 地震による被災後の生活再建に寄与するといった地震保険の意義を認識してもらうこと、 ・ 政府が再保険を行うことにより、ノーロス・ノープロフィットの原則（用語集参照）の下、できる限り低廉な保険料率で大規模な地震にも対応しうる保険であること、 ・ 地震保険料控除による税制上のメリットがあること、 といった内容について、財務省ウェブサイトで紹介を行うほか、財務省公式 SNS においておおよそ月に 1 回程度の定期的な投稿を実施します。 また、損害保険業界の取組への支援や意見交換などの普及促進に向けた取組を行っていきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政8-1-2-B-1：地震保険の普及促進に向けた取組
	(目標の内容) 財務省ウェブサイトやSNS等を活用した広報活動を実施するほか、損害保険業界の取組への支援や意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。
	(目標の設定の根拠) 「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ（令和2事務年度）」や、第46回行政改革推進会議（令和3年12月9日）の「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」等において、地震保険の更なる普及促進の必要性が確認されたこと等を踏まえ、地震保険の普及促進を目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載を行い、地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。さらに、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて普及促進に向けた取組を行ったことから、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の普及に向けた広報活動を実施しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「地震保険の普及率等の推移」

政 8 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：地震保険の普及率等の推移

(単位：%)

	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
普及率（注1）	34.6	35.0	35.1	35.4	35.5
付帯率（注2）	69.0	69.4	69.7	70.4	70.7

(出所) 日本地震再保険株式会社及び損害保険料率算出機構資料

(注1) 世帯数に対する地震保険契約の件数の割合を表したものの。なお、令和7年度については令和8年1月における暫定値であり、確定値については、令和8年9月頃に日本地震再保険株式会社のウェブサイト等に公表される予定。

(注2) 当該年度中に契約された住宅向けの火災保険契約件数のうち、地震保険を付帯した契約の件数の割合を表したものの。なお、令和7年度については、令和7年2月から令和8年1月までの直近1年間における暫定値であり、確定値については、令和8年8月頃に損害保険料率算出機構のウェブサイト等に公表される予定。

施策	政8-1-3：地震保険検査の実施
取組内容	地震保険を取り扱う保険会社等に対して、地震保険に関する法律第9条に基づき、政府の再保険事業の健全な経営を確保するため、保険会社等が行う地震保険契約において、限度額を超える契約を行っていないか、保険金の支払にあたり損害区分の認定を誤っていないか等の視点で関係書類の検査を実施します。 また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行うことや、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用することで、効果的・効率的な検査を行います。

定量的な測定指標						
[主要] 政8-1-3-A-1：地震 保険検査先数の推移	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	4社	4社	5社	5社	5社
	実績値	4社	4社	5社	5社	5社
(注) 自然災害の発生等やむを得ない事情により保険会社等において検査受任が困難となり、検査を実施できなかった場合には、当該事情を総合勘案し政策評価を行います。 (出所) 大臣官房信用機構課調 (目標値の設定の根拠) 地震保険の引受けを行っている保険会社等(令和7年7月時点:27社)のうち、検査の必要性が認められる保険会社等に対して、おおむね3年から4年の周期で実施しており、令和7年度は5社を目標値とします。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	令和7年度は、令和4年福島県沖を震源とする地震等に係る保険金の支払事務等が適切に行われているか、引き受けている保険契約の内容に関する確認状況等の着眼点から検証しました。その結果、損害割合の算出誤りや損害調査書の不適切な記載等が見受けられたため、検査対象の損害保険会社に対して事務改善を求めました。また、検査予定日を早めに設定し日程調整を行ったほか、地震保険におけるデジタル化に対応した検査を進め、効果的・効率的な検査を実施しました。 実績値が目標値を達成したため、達成度は「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	5社に対して地震保険検査を実施しており、実績値が目標値を達成しています。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 地震保険制度の安定的な運営を確保するため、再保険金の迅速・確実な支払に加え、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施するとともに、地震保険制度等研究会の開催をはじめ関係者・有識者との意見交換を通じて、継続的に制度の検証を行います。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めます。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地震保険普及率等の状況:「地震保険の普及率」、「地震保険の付帯率」(日本地震再保険株式会社、損害保険料率算出機構)
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	地震保険制度の安定的な運営を確保するため、迅速・確実な再保険金の支払を行うとともに、地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、民間危険準備金残高の回復を図る取組を引き続き実施しました。 地震保険の普及については、財務省ウェブサイトの活用やSNSを通じた定期的な情報発信に加え、政府広報と連携したラジオ番組等での発信、広報誌等への記事掲載、住宅ローン利用者に対する地震保険の加入促進に関する金融機関等への協力依頼、損害保険業界の広報活動への支援や業界との意見交換などを行い、官民挙げて地震保険の更なる普及促進に努めました。 また、政府の再保険事業の健全な運営を確保するため、損害保険会社に対し、引き続き地震保険検査を実施するとともに、検査費用など必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和 5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	108,893,095 千円	113,243,292 千円	117,335,058 千円	126,240,363 千円	
	(項) 再保険費	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	126,238,147 千円	
	(事項) 地震再保険金支払に必要な経費	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	126,238,147 千円	
	地震再保険事業	108,890,915 千円	113,241,096 千円	117,332,856 千円	126,238,147 千円	001411
	(項) 事務取扱費	2,180 千円	2,196 千円	2,202 千円	2,216 千円	
	(事項) 地震再保険事業に必要な経費	2,180 千円	2,196 千円	2,202 千円	2,216 千円	行政事業レビューの対象外
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	—	△59 千円	N. A.		
	合 計	108,893,095 千円	113,243,233 千円	N. A.		
執行額		9,229,253 千円	4,299,008 千円	N. A.		

(概要)

民間のみでは対応できない巨大地震発生の際に支払う再保険金及び地震保険検査等に係る経費

(注 1) 令和 2 年度から、民間危険準備金残高の回復を図る方策を実施し、一時的に官民の保険料分配を変更しています。

(注 2) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	-----------	----------	------------